

# 新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策（生活衛生関係営業）

	第1弾	第2弾	
	衛生環境激変対策特別貸付（2.21～）	生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付	生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経）の拡充
対象者	新型コロナウイルス感染症の発生により、最近1ヶ月間の売上高が10%以上減少している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業者	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間の売上高が前年又は前々年同期比5%以上減少している生衛業者	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間の売上高が前年又は前々年同期比5%以上減少している生衛業を営む小規模事業者 （常用従業員5人(旅館・興行20人)以下）
資金使途	運転資金	 運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
限度額	(別枠) 1,000万円 (旅館業3,000万円)	(別枠) 6,000万円	(別枠) 1,000万円
貸付利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非組合員 基準利率(1.91%) (令和2年3月2日現在、貸付期間5年の場合)</li> <li>※ 担保の有無等により変動</li> <li>・組合員 1.91%から ▲0.9% (1.01%)</li> </ul>	基準利率：1.36%（令和2年3月2日現在、貸付期間5年の場合。災害時と同程度の一律金利適用。） ただし、当初3年間は3,000万円を上限に1.36%から▲0.9%（0.46%）、4年目以降は1.36% ※ 担保の有無に関わらず利率は一律	経営改善利率：1.21% （令和2年3月2日現在） ただし、当初3年間は1,000万円を上限に1.21%から▲0.9%（0.31%）、4年目以降は経営改善利率（1.21%）
期間	運転7年以内	設備20年以内 運転15年以内（※） ※運転資金は、振興計画に基づく事業を実施している生衛業者が対象。	設備10年以内 運転 7年以内
据置	2年以内	5年以内	設備4年以内 運転3年以内
利子補給	—	次の要件を満たす者に対しては、借入後3年間3,000万円を上限に発生した利息について全額利子補給を実施し、実質無利子化 ア 個人事業主（小規模に限る）：要件なし イ 小規模事業者（法人に限る）：売上高▲15% ウ 中小企業者（上記アイを除く）：売上高▲20%	—